

GIGAスクール構想について

(学習端末の活用状況等)

久御山町教育委員会

1

久御山町タブレット端末 活用ガイドライン

久御山町タブレット端末活用ガイドライン

管理について

- 1 タブレット端末の活用
 (1) 活用規約
 - 計算機及び端末にかかる費用を負担し、その運営をも行なう旨の契約である。
 - 表示及び表示内容は、自己責任の下とする。
 - 乱用及び不適切な行為は禁じられる。教育目的外から不適切な行為を禁ずる。
 - 不正な行為は、自己責任の下で自己責任で削除する。
 - 不正な行為は、自己責任の下で自己責任で削除する。また、不正な行為は、自己責任の下で自己責任で削除する。
 (2) パソコン
 - 学習端末は、個人の学習や研究のための利用である。
 - 他人の学習や研究のための利用は、自己責任の下で自己責任で削除する。
 - 他人の学習や研究のための利用は、自己責任の下で自己責任で削除する。
 - 他人の学習や研究のための利用は、自己責任の下で自己責任で削除する。
 - 他人の学習や研究のための利用は、自己責任の下で自己責任で削除する。
 - 他人の学習や研究のための利用は、自己責任の下で自己責任で削除する。

- (3) 携帯端末の活用規約
 (1) 携帯端末の活用規約
 - 表示及び表示内容は、自己責任の下で自己責任で削除する。
 - 不正な行為は、自己責任の下で自己責任で削除する。
 - 不正な行為は、自己責任の下で自己責任で削除する。
 - 不正な行為は、自己責任の下で自己責任で削除する。
 - 不正な行為は、自己責任の下で自己責任で削除する。

セキュリティ について

- (1) 携帯端末のセキュリティについて
 (1) 携帯端末のセキュリティについて
 - 不正な行為は、自己責任の下で自己責任で削除する。
 - 不正な行為は、自己責任の下で自己責任で削除する。
 - 不正な行為は、自己責任の下で自己責任で削除する。
 - 不正な行為は、自己責任の下で自己責任で削除する。

2

久御山町タブレット端末 活用ガイドライン

計画について

使い方に
ついて

3

久御山町タブレット端末 活用ガイドライン

アプリケーションに
ついて

フィルタリングに
ついて

4

2

GIGAスクール構想の実現に向けた計画

令和3年1月作成

◇学校での活用について

令和3年度 「さわる・なれる」

画像で記録、ドリル学習

令和4年度 「まなぶ・かんがえる」

教科の学習でも積極的に活用

令和5年度 「まなぶ・かんがえる・きりひらく」

児童生徒の自主的な活用

5

GIGAスクール構想の実現に向けた計画

令和3年1月作成

◇家庭への持ち帰りについて

令和3年度 「効果的な学習の検討」

☞ 年間6回の持ち帰りの目標

※今後は、必要に応じて積極的に活用していく。

6

活用事例① 体育

■競技カードのデジタル化
撮影→動画視聴→振り返り



○次回のめあてが明確化される。

7

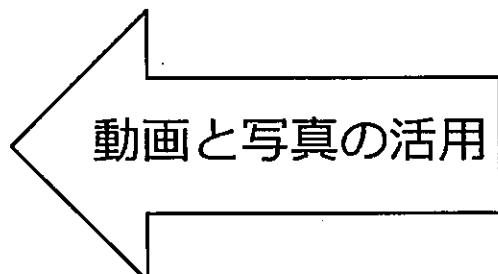
提出課題 走り幅跳び 名前 ()
自己最高記録 (3m・20cm)
自分史上最高のジャンプを貼り付けましょう。
(動画) (写真)

できたポイント○ 現後は、すこし手を上げられた

できないポイント△ 線を意識していた

あらためて走り幅跳びで大切なことを3つ書きましょう。

① 自分にあった助走の距離をわかつておくこと
② 線から全力で走らないこと
③ 「線に合わせて跳ぼう」という考えを捨てること



動画と写真の活用

8

できたポイント○

最後は、すこし手を
上げられた

9

活用事例② 理科

- ・観察カードの作成のデジタル化
生長の様子を画像保存



- これまでの画像を繰り返し確認できる。
- クラスで共有する時に、自分が着目したところにマークをつけることができるので、伝えやすい。

10

植物のようすをきろくしよう 5月 18日 天気くもり



大きさ	
Ⓐ	4cm mm
Ⓑ	2cm 2mm
形	
Ⓐ	前歯葉 空氣葉
Ⓑ	二枚子葉 前歯葉
色	
Ⓐ	うすい緑 黄緑色
Ⓑ	より深い緑
気づいたこと	
前よりめちゃくちゃ草たけが長くなっているってもびっくりしました。	

画像で記録

大きさ・形・色
がはっきりわか
る

前との違いが見
つかる

11

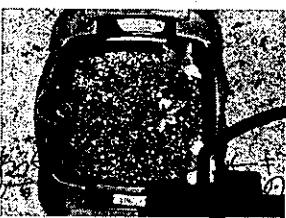
気づいたこと

前よりめちゃくちゃ草たけが長くなっているってもびっくりしました。

タッチペンを使って、デジタルノート
に直接書き入れることができます。

12

植物のようすをきろくしよう 5月 3日 天気晴れ

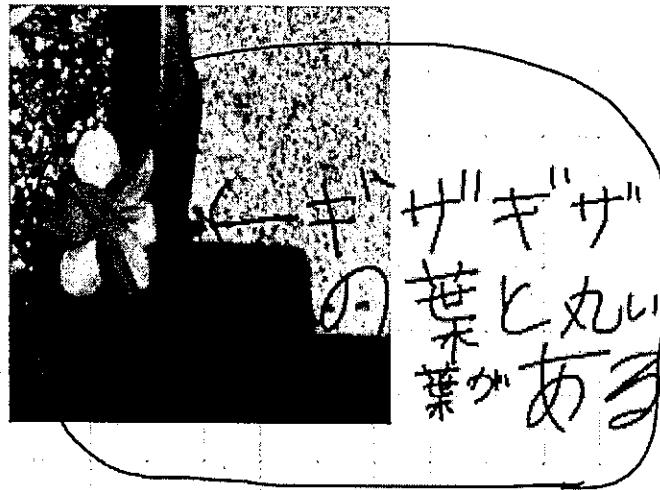
		
サザンカの葉と丸い葉がある		
大きさ	④ 6cmくらい、⑤ 4cm~6cmくらい	
形	⑥ 扇形 おひめみたい	⑦ 半円形 くちやみたい
色	どちらも前よりも濃くなっている。	
気づいたこと	⑧ ハナデリの葉よりからえていました。	

発表時にマーキングできる



クラス全体に共有化しやすい

13



マークをつけることで目立たせることができる

14

活用事例③ 家庭科

調理実習の振り返りカードのデジタル化

15

ゆで野菜サラダに
チャレンジ！

名前（ ）

①今日の調理実習で
自分がしたこと書き出しましょう。

ブロッコリーを茹でた。
盛り付けた。
片付けをした。

茹でたキャベツ

②その中でうまくできたこと

ブロッコリーをいい柔らかさでゆでれたこととゆで卵の皮をうまくむけたことです。

③その中で難しかったこと

使ったお鍋やお皿を洗うときにみんなでやったからシンクがびちょびちょになって最後に拭くのが大変だったことです。次は洗う人、拭く人に分けて効率よくやりたいと思います。

④今日のクッキングを振り返って

美味しいかったのはもちろんだけど、調理実習をいっしょにやった他のみんなと一緒に協力できてよかったです。今回の調理実習で料理の大変さを感じました。次の調理実習がとても楽しみです。



ゆで野菜サラダに
チャレンジ！

名前（ ）

①今日の調理実習で
自分がしたこと書き出しましょう。

ブロッコリーを切ったり、ゆでたりした。
あと卵をゆでたり、切ったりした。
サラダも作った。
お皿をせっけんで洗った。
野菜を水洗いした。

②その中でうまくできたこと

ブロッコリーを切ったことがうまくいった。
サラダを作ったこともうまくいった。
あと卵のゆでた時間。お皿を洗ったこと。

③その中で難しかったこと

ブロッコリーを、ゆでた時間。次はしんの硬さを見て出していいか確認する。卵を切った時すっと切れただけでさみの部分がギザギザになった。
あと卵を切る時滑らへんが怖かった。手で押える。
ブロッコリーをとるのがむずかかった。

④今日のクッキングを振り返って

料理を作ったり、野菜を作ったことが楽しかった。
家でも作ってみたいと思った。
もっといろんな料理や野菜を切ってみたり、作ったりしたい。
グループで一緒にでききたことがよかったです。
次にやる、調理実習が楽しみです。



S A B C D

16

オンライン活用について

・プリント配付と提出

- ・無料アプリケーションの活用
- ・教育動画の視聴
- ・授業動画の配信
- ・双方型の学習形態

17

メタモジで作成したプリント

ゆで野菜サラダに
チャレンジ！

名前（　　）

私が知ったブロッコリー

①今日の調理実習で自分がしたこと書き出しましょう。

ブロッコリーを茹でた。
盛り付けた。
片付けをした。

茹でたキャベツ

②その中でうまくできたこと

ブロッコリーをいい柔らかさでゆでられたこととゆで卵の皮をうまくむけたことです。

③その中で難しかったこと

使ったお鍋やお皿を洗うときにみんなでやったからシンクがびちよびちよになって最後に拭くのが大変だったことです。次は洗う人、拭く人に分けて効率よくやりたいと思います。

④今日のクッキングを振り返って

美味しいかったのはもちろんだけど、調理実習をいっしょにやった班のみんなと協力できてよかったですと思いました。
今回の調理実習で料理の大変さをしりました。
次の調理実習がとても楽しみです。

提出課題

走り幅跳び 名前（　　）
自己最高記録（　　3m 20cm）

自分史上最高のジャンプを貼り付けましょう。
(貼西) (5枚)

走り幅跳び 名前（　　）
自己最高記録（　　3m 20cm）

できたポイント○
最後は、すこし手を上げれた。

できないポイント△
壁を意識していた

あらためて走り幅跳び大切だと思うポイントを3つ書きましょう

①自分にあった助走の距離をわかつておくこと

②最初から全力で走らないこと

③「様に合わせて跳ぼう」という考え方を捨てること

次のページへ

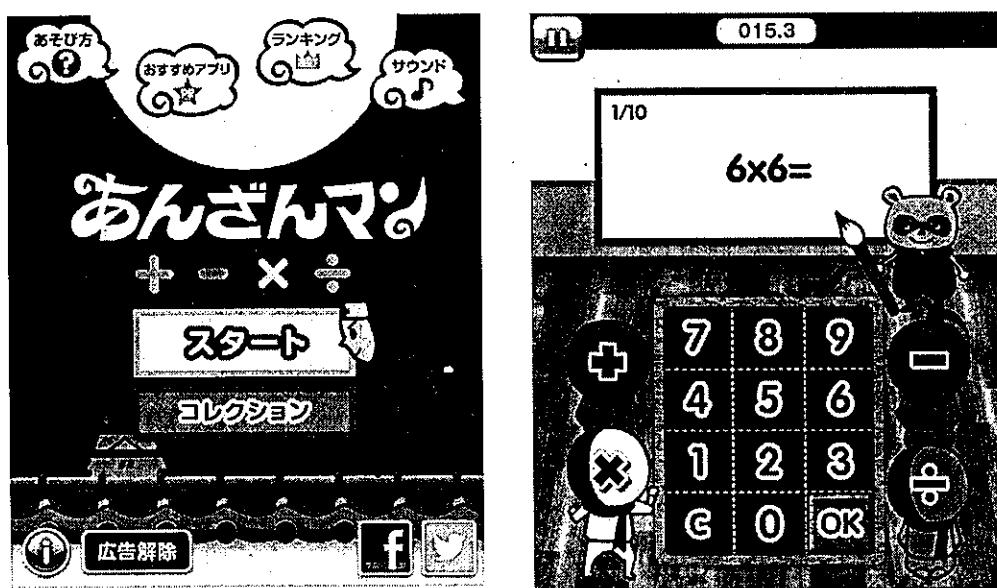
18

オンライン活用について

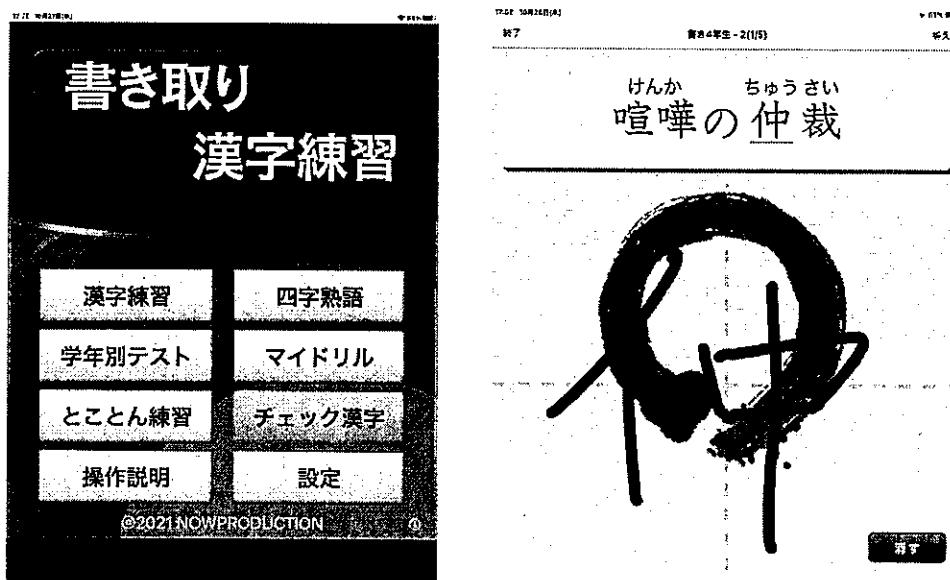
- ・プリント配付と提出
- ・無料アプリケーションの活用
- ・教育動画の視聴
- ・授業動画の配信
- ・双方型の学習形態

19

アプリケーション（あんざんマン）



アプリケーション（漢字練習）



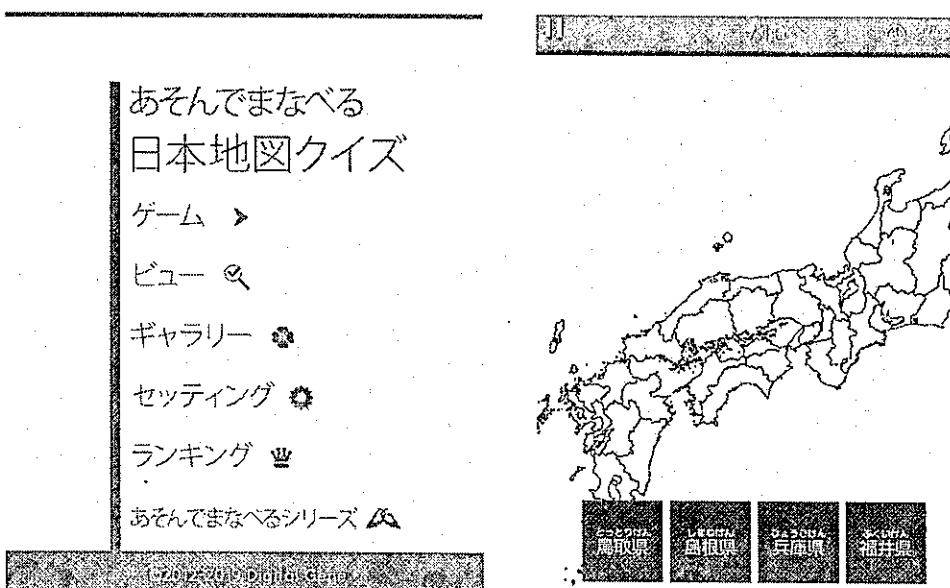
21

けんか
ちゅうさい
喧嘩の仲裁

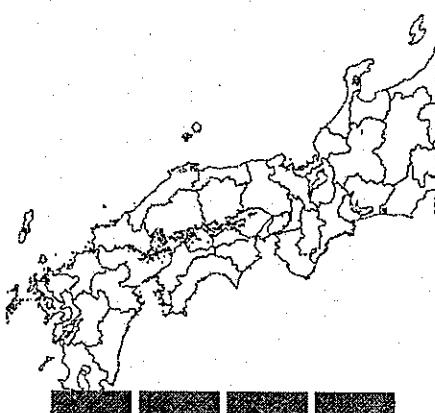


解説

アプリケーション（日本地図クイズ）



22



オンライン活用について

- ・プリント配付と提出
- ・無料アプリケーションの活用
- ・**教育動画の視聴**
- ・授業動画の配信
- ・双方型の学習形態

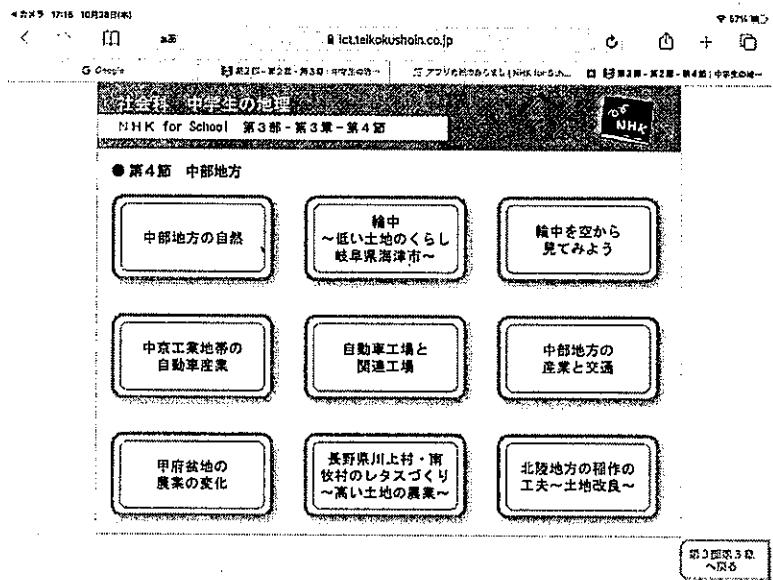
23

動画教材（NHK for school）



24

動画教材 (NHK for school)



25

動画教材 (NHK for school)

The screenshot shows a web browser window with the URL www2.nhk.or.jp. The main content area is titled 'NHK for School' and features a large map of the Chubu region in Japan. The map highlights various mountain ranges and geographical features. To the right of the map, there are two sections: 'おでかけ' and '内容'.

おでかけ
各地方の目的的な特色について知り、それがどんな文化を生み出しているかに同心を持つ。

内容
本州中央に位置する中部地方。日本の花園地帯の17県を含み、人口は2150万。飛騨山脈、木曾山脈、赤石山脈があります。3千メートル級の山々が連なり、日本アルプス、日本の屋根などと呼ばれます。富士山や御嶽山、御嶽山など、名山も点在しています。こうした山々から多くの水源が発せられ、上流部には長野谷和佐木盆地、川舟盆地といった盆地が、下流部には吉田山原野や越後平野、磐梯平野などの平野が広がっています。又は盆地です。中部地方は太平洋側の中島、日本海側の北陸、内陸の中央高地の3つの地域で分かれています。又はは大学

中部地方の自然

中部地方は、日本最大の山岳地帯を中心に、太平洋側、日本海側で大きく自然条件が異なります。

代表キーワード： 中部　飛騨山脈　木曾山脈　赤石山脈　日本アルプス

シェアする

このお題へのリンクをコピーする

26

オンライン活用について

- ・プリント配付と提出
- ・無料アプリケーションの活用
- ・教育動画の視聴
- ・**授業動画の配信**
- ・**双方型の学習形態**

27

家庭での活用に向けて

- ・家庭での使い方の指導
「タブレットの使い方（家庭編）」
- ・インターネット通信テストを実施

(今後)

- ・宿題での活用
- ・「学びの保障」のための活用

28

「タブレットの使い方（家庭編）」

1 目的

- ・子供で楽しむタブレットは、家庭に初めて手に入れました。
- ・スマートフォンとタブレットで、どちらがタブレットか分からなくなっています。
- ・お風呂や就寝前に使っている時間など、どのようにして使うか分かりません。

2 持ち帰るとき

- ・タブレットを手に持つときは、必ず保護者と一緒にします。
- ・タブレットを持ったまま、車内や電車内、しゃべり口を離さずです。
- ・（もし）落とす、もしくは落とすの恐れ
- ・タブレットを（タップタップ）しまくります。（どうしたがまま操作されて他の画面が開きます。）
- ・タブレットは操作しないで、タップタップ（タップタップ）に入力する人が多いですね。
- ・タブレットを操作していないのに、タップタップ（タップタップ）は操作に誤ったままですね。
- ・音が鳴る、タブレット（タブレット）が音を出します。
- ・タブレットを机の上に置くと、自動的に操作が始まります。

3 使用時のルール（範囲）

- ・家庭で使用されるべき区域。家庭外で使わないで用意している。
- ・（タブレット）を操作する区域。タブレットを操作しない区域。
- ・（タブレット）を操作する区域。タブレットを操作しない区域になります。

4 やってはいけないこと

- ・タブレットがないタイミングで操作すること。
- ・タブレットを落としたときに落すこと。
- ・（タブレット）で飛ぶません。
- ・（タブレット）で、他の人の言う、もしくは目まき、カムシなどをタップタップ（タップタップ）にします。
- ・（タブレット）で、自分の好きな人や、お風呂や就寝前に使っている時間など、タブレットを使うことをうなづかせます。
- ・タブレットによって操作できる時間などのことをうなづかせます。
- ・タブレットで操作する時間が長いと、操作ができないこともあります。
- ・（タブレット）で操作する時間が長いと、操作ができないことがあります。
- ・タブレットで操作する時間が長いと、操作ができないことがあります。
- ・タブレットで操作する時間が長いと、操作ができないことがあります。
- ・タブレットで操作する時間が長いと、操作ができないことがあります。
- ・タブレットで操作する時間が長いと、操作ができないことがあります。

5 データ収容

- ・大きな容量でデータを取らなければいけないことがあります。

6 不具合や故障など

- ・タブレット（タブレット）によっては、操作ができないことがあります。
- ・操作ができない場合は、すぐに修理が必要になります。
- ・タブレット（タブレット）は、修理が必要になります。

学校のタブレットは、家にいるタブレットとはちがい、自分の自由に使え
るのはいいと思います。操作方法を教え、正しい使い方をしましょう。

29

家庭での活用に向けて

- ・家庭での使い方の指導
「タブレットの使い方（家庭編）」
- ・インターネット通信テストを実施

(今後)

- ・宿題での活用
- ・「学びの保障」のための活用

30

今後の課題

- ・安心安全な活用
- ・通信障害や不具合に対する対応
- ・次期導入端末について
- ・新たに発生する課題への対応

久御山町タブレット端末活用ガイドライン

令和3年9月
久御山町教育委員会

1 本ガイドラインの目的

ICTを有効に活用することで、主体的・対話的で深い学びを推進し、児童生徒に情報活用能力や、GIGAスクール構想の推進伴い、義務教育段階で、育むべき資質・能力を身につけられるように、タブレット端末活用のガイドラインを設ける。

2 iPad（以下、学習端末）の管理の責務について

（1）教育委員会

- 教職員及び児童生徒数分の学習端末を整備し、その端末番号は教育委員会で管理する。
- 教職員及び児童生徒用端末（付属品を含む）は、教育委員会のものとする。
- 教職員及び児童生徒の学習端末が故障した場合は、教育委員会から保守業者に修理を依頼する。
- 学校から提出された「破損及び紛失報告書」の内容について協議し、使用者の過失や故意の破損・紛失と判断した場合は、保護者に対し修理代金または新品購入代金を請求する。また、使用者の過失及び故意の破損・紛失でない場合は、iPad・ApplePencilについては1台（本）につき年間2回までの保障で修理を行うことができる。

（2）学校

- 学習端末は基本的に専用の保管ケースにて施錠して保管する。
- 最終学年については、年度末に返却させ台数や不具合などを確認する。
- 新入生及び転入生等新たに貸出を始める場合は（端末の使用者が変わった場合を含む）、学習端末番号と使用者を決定し、在校生全ての学習端末番号表を教育委員会に提出する。また、学習用端末活用の意義を説明した上で「タブレット端末利用同意書」及び「タブレットの使い方（家庭編）同意書」を配付し回収後保管する。
- 学習端末に不具合が見つかった場合は、使用状況を確認した上で、速やかに教育委員会に報告する。（修理等、端末が使用できなくなった場合は各校の予備の端末を貸し出すこと）
- 児童生徒が端末を家庭に持ち帰る場合は、下校時と次の登校時に付属品等（本体・ペン）に不足がないかということの確認を行う。（充電器については、充電器を持ち帰った時のみ）
- 破損・紛失の報告があった場合は、当該児童生徒または保護者から日時や状況を聞き取り、「破損及び紛失報告書」を作成し教育委員会に提出する。（児童生徒の端末修理中は予備端末を貸し出す。ただし使用者の過失及び故意の場合はその限りではない。）

（3）児童生徒及び保護者へ周知すること

- 個人の学習端末パスワードは他人に教えないこと。
- 個人の学習端末は他人には貸さないこと。（兄弟であっても貸し借りがないようにする）
- 児童生徒及び保護者は「タブレット端末利用同意書」に記載していることに理解して使用すること。また家庭に持ち帰って使用する場合は、「タブレットの使い方（家庭編）」を児童生徒及び保護者に周知し、「タブレットの使い方（家庭編）同意書」に署名してもらうこと。

*令和4度入学生から、「タブレット端末利用同意書」と「タブレットの使い方（家庭編）同意書」の内容を合わせた同意書を作成予定。

3 学習端末の情報セキュリティについて

（1）教育委員会

- 久御山町情報セキュリティ基本方針を制定する。また、教育情報セキュリティ責任者は教育次長とする。

（2）学校

- 久御山町立学校セキュリティ対策基準を厳守し、校内セキュリティ責任者（校長）はセキュリティ実施対策手順書を制定し、教職員に周知徹底を行う。

・児童生徒に、発達段階に応じた情報セキュリティ・モラルに関する指導を行う。

(3) 児童生徒及び保護者へ周知すること

・学校での使用的ルールや「タブレットの使い方（家庭編）」に記載している情報モラルについて周知する。

4 学習用端末の学習使用について

『G I G Aスクール構想の実現に向けた計画』 令和3年1月 久御山町教育委員会

○学校での活用目標

R 3年度 ～5年度	さわる・なれる（映像、画像の記録・資料提示・ドリル学習） * 1日の使用回数（目安）1日2回以上
	まなぶ・かんがえる（教科学習での使用・ドリル学習） * 1日の使用回数（目安）1日3回以上
	まなぶ・かんがえる・きりひらく (全ての教科学習で使用・ドリル学習・児童生徒の自主的な活動) * 1日の使用回数（目安）1日5回以上

○家庭への持ち帰り目標

R 3年度	効果的な学習についての検討、試行 *持ち帰りの回数（目安）年間6回以上
R 4年度	令和3年度の検討、試行結果により実施 *持ち帰りの回数（目安）年間10回以上
R 5年度	令和4年度の工夫改善を行い実施 *持ち帰りの回数（目安）年間20回以上

○オンライン学習

R 3年度 ～5年度	・感染症拡大による臨時休校の場合の実施 ・やむを得ず登校できない児童生徒への活用（出席停止等） ・適応指導教室へ通学している児童生徒への活用
---------------	--

*臨時休校などの場合に備え、オンライン学習が実施できるようにしていくこと。

(1) 健康面…連続した使用は長くとも30分以内とし、目を休めることなどの健康面を考慮する。

（「タブレットの使い方（家庭編）」を参照すること）

(2) アプリケーションの活用…学習端末にインストールされているアプリケーションは学習に必要な範囲で自由に使用できる。新しく活用したいアプリケーションがある場合は、「5 学習ソフト（アプリケーション）の導入について」の申請方法に従い申請を行う。

(3) カメラ・ビデオ撮影…学習に必要な場合にのみ撮影できる。また、人を撮影したり、人の作品を撮影したりする場合は、相手に許可をとってから撮影する。（盗撮行為や著作権などのモラルについては、発達段階に応じて指導すること。）

(4) インターネット検索…学習に必要な場合のみ検索できる。(i-フィルターにより不適切なサイトにアクセスができない。また、フィルタリングカテゴリーにあたることを検索した場合は検索履歴が残ることを伝え、学習に関係のないことを検索しないように指導すること)

(5) 著作権…他者の作品（写真・音楽・作文等）を、無許可でインターネット上（SNS等）にアップロードすることはできない。（法的に処罰される可能性があることを、発達段階に応じて指導すること。）

(6) 家庭での使用について

ア 教育委員会

- ・学習端末をオフラインで使用する場合は、学校用Wi-Fi以外の接続ができないように設定を行う。
- ・学習端末をオンラインで使用する場合は、家庭の無線LAN環境の状況調査（Wi-Fi環境アンケート）を速やかに行い、オンライン環境がない家庭には、教育委員会の無線ルーターの貸出を行う。
- ・貸出については「モバイルルーター貸出申請書兼利用同意書」をもとに行う（同意書は教育委員会で保管）
- ・貸出無線ルーターの通信費については、当面の間は教育委員会が負担する。

- ・学習端末の家庭での使用については、臨時休校や児童生徒が長期で登校できない場合等に備え、積極的に進めていく。

イ 学校

- ・学習端末を安心・安全・快適に活用するために「タブレットの使い方（家庭編）」について児童生徒及び保護者に対して周知徹底を行い、家庭での同意書に署名してもらう。
- ・教育効果の目的を明確にした上で、家庭での使用を検討する。
- ・学習端末を持ち帰る場合は、端末及び付属品を丁寧に扱うことを指導する。
- ・教育委員会の無線ルーターを貸し出す場合、学習端末とセットにして管理する。
(無線ルーターを児童生徒の自宅に置いたままにしないようにする。ただし、兄弟で同じルーターを使用する場合はこの限りではない。)
- ・家庭での活用を受諾しない家庭があった場合は、持ち帰りの意図や効果を保護者に丁寧に伝え理解を得られるように働きかける。(それでも、受諾しない場合は、児童生徒に不利益ができないように留意する。)

5 学習用ソフト（アプリケーション）の導入について

（1）学習ソフトメタモジ及びベネッセドリルパークは教育委員会が契約し使用する。

（その他の有料アプリについては、長期的な活用方法等を踏まえ検討する。）

（2）学習用無料アプリの申請について

①教職員の申請により校長が一次審査を行い、教育効果を認めた場合は、ソフトウェア導入申請書（様式第1号）を作成し、教育委員会に申請する。なお、申請書の提出時にアプリの資料を添付すること。

②教育委員会で二次審査を行い、教育次長が可否の判断を行う。

③導入可の場合は、教育委員会担当者がモビコネクトを使用し、教職員端末のみにインストールし、「教職員端末インストール完了通知」を申請校に送付する。

④申請校は教職員端末を使って三次審査を行い、教育効果や安全性が認められた場合は、「教職員端末インストール完了通知」の必要事項を記入し教育委員会に提出する。

⑤「教職員端末インストール完了通知」の受理後、教育委員会担当者が児童生徒端末にインストールする。

*教育委員会担当者は、町内の学校の活用向上のため、申請があったアプリケーションについて各校に周知する。

6 フィルタリングについて

（1）i-フィルターのフィルタリングソフトを使用し、有害サイトや有害情報へのアクセスを防ぐ。

・別紙 フィルタリングカテゴリー一覧を参照

（2）児童生徒が安心安全に使用できるように、学習や検索の履歴が残る。（教育委員会と学校のみ閲覧可能）

（3）i-フィルターを使用しインターネット接続可能時間を設定する。

・小学生用端末 午前8時から午後8時まで

・中学生用端末 午前8時から午後9時まで

7 その他

（1）タブレット端末の使用に関して、このガイドラインに定められていない事項が発生した場合は、教育委員会と学校が協議の上、対処するものとする。

（2）本ガイドラインを運用していく上で改正が必要な場合は、検討を重ね改正していく。



久御山町立小学校 高学年用

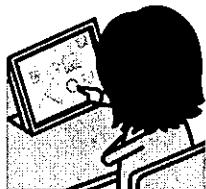
『タブレットの使い方(家庭編)』

久御山町教育委員会 令和3年9月

この『タブレットの使い方(家庭編)』は、みなさんがタブレットを家庭に持ち帰ったときに、「安心・安全・快適」に活用するための約束です。よく読んでしっかりと守ってください。

I 目的

- ・学校で貸し出すタブレットは、学習に役立てるために使います。
- *学習に関わること以外（ゲームや学習に関係ない動画の視聴など）に使ってはいけません。



2 持ち帰るとき

- ・タブレット画面のフタをマグネットで必ず止めます。
 - ・ファスナーつきのビニール袋に入れ、しっかりと口を閉じます。
(ペンの紛失・水ぬれ等の防止のため)
 - ・ランリュック（ランドセル）に入れます。（できるだけ教科書と教科書の間にはさみます。）
 - ・タブレットは壊れやすいもので、ランリュック（ランドセル）に入れても大切に扱いましょう。
 - ・タブレットやタブレットが入ったランリュック（ランドセル）は屋外に置いたままにしません。
 - ・登下校中は、ランリュック（ランドセル）からタブレットを出しません。
- *タブレットを持ち帰った時は、次の登校日に必ず持ってきてましょう。

3 使うときのルール(健康面)

- ・使用する時間は家人と話し合い、長時間使用しないで休憩しながら使います。
 - ・寝る時刻の1時間前までに使うのをやめます。
(インターネットの接続は午前8時から午後8時までしかできないようになっています。)
 - ・目から30cm以上離して姿勢良く使います。
 - ・30分に1回(30秒)以上は目を離して遠くを見ましょう。
 - ・目が乾かないようにまばたきをしたり、目を閉じたり(30秒)してリラックスしましょう。
- *使い終わったら、ビニール袋に入れ、家の人の目の届くところに置いておきます。



4 やってはいけないこと

- ・学習に関係のないサイトや広告などを見ること。
- ・自分のタブレットを他の人に貸すこと。
(家族であっても貸しません。)
- ・自分や友だち、その他の人の写真・名前・電話番号・作品などをインターネット上(SNS)に上げること。
- ・見た人や相手を傷つけたりいやな思いをさせたりすることを書き込むこと。
- ・カメラを使って無断で誰かや誰かの作品などを写すこと。
- ・本や雑誌を撮影したものや歌手が歌っている音楽が入っているものを、インターネット上(SNS)に上げること。(著作権があります。)
- ・パスワードを勝手に変えたり、他の人に教えたりすること
- ・タブレットにシールを貼るなどの飾りつけをすること。



*上記は例です。学習以外の目的で使うことはやめましょう。

*情報モラルについては、内容によって罪に問われることがありますので、絶対に守ってください。(違法なサイトへのアクセスなどで生じる損害賠償等の法的な関係には、教育委員会及び学校は関与できません。)

*学校のタブレットにはフィルタリングソフトがインストールされているので、使用に制限があります。また、タブレットがどのように使用されているかという履歴が残るようになっていますので、教育委員会・学校が確認する場合があります。

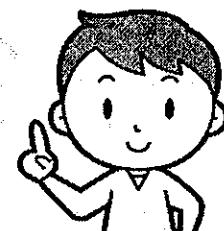
5 データ保存

- ・先生から許可されたものだけを決まったところに保存します。

6 不具合や故障など

- ・再起動(電源オフをしてからもう一度電源をオン)しても使えなくなったときや画面の破損・水没・紛失等があった場合は、すぐに担任の先生に伝えます。
- ・タブレット専用のペンシルも丁寧に扱い、絶対になくさないようにします。

学校のタブレットは、家にあるタブレットとは違い、自分の自由に使えるわけではありません。使い方を考え、正しい使い方をしましょう。



久御山町立久御山中学校

『タブレットの使い方(家庭編)』

久御山町教育委員会 令和3年9月

この『タブレットの使い方(家庭編)』は、みなさんがタブレットを家庭に持ち帰ったときに、「安心・安全・快適」に活用するための約束です。よく読んでしっかりと守ってください。

1 目的

- ・家庭学習でもタブレットを活用し、教科などの学びをさらに深めるため。

2 持ち帰るとき

- ・ファスナーフックのビニール袋に入れ、しっかりとふたをします。(ペンの紛失・水ぬれ等の防止)
- ・必ずかばんに入れます。

*タブレットを持ち帰った時は、次の登校日に必ず持ってきてましょう。

3 使うとき(健康面)

- ・目の疲労を防ぐために30cm以上離して姿勢よく使います。
(画面から目を離して遠くを見たり、瞬きを多くしたりすることも大切です。)
- ・使うのは寝る時刻の1時間前までにします。
(インターネットの接続は午前8時から午後9時までしかできないように設定しています。)

4 情報モラル

- ・個人情報を守ります。(電話番号や生年月日などの個人情報や、見た人や相手を傷つけたりいやな思いをさせたりすることをSNS等に書き込みません。)
- ・著作権、肖像権を守ります。(人・本・雑誌などを撮影した写真や、歌手が歌っている音楽が入っているものをSNS等にアップロードしません。)

*学校のタブレットにはフィルタリングソフトがインストールされているので、使用に制限があります。また、タブレットがどのように使用されているか、何を検索したかなどの履歴が残るようになっていますので、教育委員会・学校が確認する場合があります。

*学習目的外の使用により、トラブルに巻き込まれた場合は自己責任になる場合があります。万が一困ったことがあれば、保護者や先生に相談しましょう。(損害賠償等の法的な関係には教育委員会及び学校は関与できません。)

5 その他

- ・再起動(電源オフをしてからもう一度電源をオン)しても使えなくなったときや、画面の破損・水没・紛失等があった場合は、すぐに担任の先生に伝えます。
- ・使用が終わったら、専用のビニール袋に入れて、通学用かばんに入れておきます。

学校のタブレットは、私物ではありません！学習するために使います！
どのように活用することが良いのかを自分で考えましょう。

